

入札説明書

奈良県児童生徒の体力テスト等調査 事務システム構築・運用保守業務委託

入札説明書一式	添付様式一式（入札説明書綴じ込みでない）
1. 入札説明書 2. 適合規格承認申請書記載例 3. 保守体制整備証明書記載例 4. 作業実施証明書記載例 5. 契約履行実績証明書記載例 6. 入札書記載例 7. 入札書封緘例 8. 委任状記載例 9. 見積書記載例 10. 一般競争入札辞退届記載例 11. 仕様書	1. 適合規格承認申請書（様式1） 2. 保守体制整備証明書（様式3） 3. 作業実施証明書（様式4） 4. 契約履行実績証明書（様式5） 5. 入札書（様式A） 6. 委任状（様式B） 7. 見積書（様式C） 8. 一般競争入札辞退届（様式D） 9. 入札質問票

平成30年9月

奈良県教育委員会事務局保健体育課

入札説明書

奈良県が調達する役務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記**7**の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1. 公告日

平成30年9月20日

2. 競争入札に付する調達の内容

（1） 入札物件名

奈良県児童生徒の体力テスト等調査事務システム構築・運用保守業務委託

（2） 委託内容

奈良県が作成した「奈良県児童生徒の体力テスト等調査事務システム構築・運用保守業務委託契約に係る仕様書」に基づき、共通端末の更新に対応したシステム構築・運用保守を委託する。

（3） 委託期間

システム構築：平成30年10月16日～平成31年2月28日

運用保守（5年間）：平成31年3月1日から平成36年2月28日

（4） 履行場所

奈良市登大路町30番地 奈良県教育委員会事務局保健体育課

（5） その他

詳細については、別紙「奈良県児童生徒の体力テスト等調査事務システム構築・運用保守業務委託契約に係る仕様書」のとおりとします。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（5）までに該当する者が、この入札に参加することができます。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

（3） 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目Q2電算業務に登録をしている者であること。
なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁本庁舎主棟1階）

電話 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (4) 本調達の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること。
- (5) 過去2年間に国又は地方公共団体と、本調達と同種類の契約又は同等と認める契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行した者であること。
- (6) 適正なセキュリティ運用管理体制を有する者であること。I SMS適合性評価制度(I SO/I E C 27001:2005、J I S Q 27001:2006)の認証、又はこれらと同等の情報セキュリティに関するマネジメントシステムの認証を取得している者であること。

4. 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、3の(4)～(6)を証明する書類として、以下に定める書類(以下「入札参加資格申請書類」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 適合規格承認申請書(様式1)及び定価見積書

別紙「奈良県児童生徒の体力テスト等調査事務システム構築・運用保守業務委託契約に係る仕様書」に基づく調達する役務についての適否の承認を適合規格承認申請書により受けなければなりません。記載については別紙適合規格承認申請書記載例のとおりです。適合規格承認申請書には定価見積書を添付してください。

イ 保守体制整備証明書(様式3)

保守期間中の保守体制が整備されていることを証明する書類として、保守体制整備証明書を提出してください。記載については別紙保守体制整備証明書記載例のとおりです。

ウ 作業実施証明書(様式4)

上記アで示す適合規格承認申請を行った役務について確실히ることを証明する書類を提出してください。記載については別紙作業実施証明書記載例のとおりです。

エ 契約履行実績証明書(様式5)

過去2年間に国又は地方公共団体と、県が別紙「奈良県児童生徒の体力テスト等調査事務システム構築・運用保守業務委託契約に係る仕様書」と同等と認める契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類として契約履行実績証明書を提出してください。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し(契約相手方による実績を証する書類でも可)の提出が必要です。記載については別紙契約履行実績証明書記載例のとおりです。(※証明いただいた実績が後述の8(3)イに該当する場合は、契約保証金を免除します。)

オ I SMS適合性評価制度(I SO/I E C 27001:2005、J I S Q 27001:2006)の認証又はこれらと同等の情報セキュリティに関するマネジメントシステムの認証を証する文書の写し

<提出期限及び場所等>

- ・提出期限：平成30年10月2日(火) 午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
- ・場 所：〒630-8502 奈良市登大路町30番地
奈良県教育委員会事務局保健体育課学校体育係(県庁本庁舎主棟2階)
電話 0742-27-9861(ダイヤルイン)
- ・調整期日：平成30年10月4日(木) 午後5時まで
(提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、調整期日までに

再提出してください。)

＜提出方法及び部数＞

- ・方 法：持参
- ・部 数：各1部

＜その他＞

- ・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- ・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された申請書等は返却しません。

5. 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面により通知します。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）以内に書面を上記4の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

6. 入札方法

- (1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書（様式A）を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。記載については別紙入札書記載例及び入札書封緘例のとおりです。入札書は再度（2回目の）入札を行う場合がありますので2枚用意して下さい。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式B）を入札と同時に提出してください。記載については別紙委任状記載例のとおりです。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載し、その下に代理人と表示して代理人の氏名を記載のうえ、委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することができません。
- (6) 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続に入ることがあります。その際、見積書（様式C）が必要となりますので、別紙見積書記載例のとおり作成の上、1部用意して下さい。
- (7) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち会わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に係りのない県職員を立ち会わせて行います。
- (8) 入札の際には、入札参加資格確認通知書（又はその写し）を持参してください。

7. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先
〒630-8502 奈良市登大路町30番地
奈良県教育委員会事務局保健体育課学校体育係（県庁本庁舎主棟2階）
電話 0742-27-9861（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明会
入札説明会は開催しません。ただし、現行システムの仕様及び操作確認日（9月25日（火）13時～16時）を設けます。
- (3) 入札の日時及び場所
平成30年10月15日（月）午前9時30分（委任状受付時間 午前9時～午前9時20分）
県庁本庁舎主棟5階 第1会議室（小・西）
- (4) 郵便による入札
郵便による入札は行いません。

8. 補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。
ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
イ 過去2年間に国又は地方公共団体と、県が同等と認める契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）の提出が必要です。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札
詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。
ア 知事の定める入札条件に違反した入札
イ 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者またはその代理人が出席して行うものとします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目の）入札を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届（様式D）を提出して下さい。記載については別紙一般競争入札辞退届記載例のとおりです。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるとかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (5) 再度（2回目）の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

11. 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。
- (3) この契約は、長期継続契約として締結するもので、契約書に「予算の減額又は削除に係る契約解除等」の条項が入ります。
- (4) 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します。

12. 手続における交渉の有無

有（4で示す入札参加資格申請の手続が必要です。）

13. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

14. 契約の解除

契約締結後、契約者について 13 の (1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、13 の (1)、(3)、(4) 及び (5) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

15. その他

- (1) 仕様に関わる質問等については、別紙入札質問票に必要事項を記入し、次に示す連絡先に E-mail または、FAX で送信してください。質問受付期間は、9 月 26 日（水）午後 5 時までとします。回答については質問票を提出いただいた方全員に対し、9 月 28 日（金）に E-mail または FAX で行うとともに、奈良県教育委員会事務局保健体育課のホームページにも掲載します。
E-mail : taneike-shintaro@office.pref.nara.lg.jp（担当：種池）
FAX : 0 7 4 2 - 2 2 - 3 9 9 5
URL : <http://www.pref.nara.jp/6315.htm>
- (2) 入札手続に関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。
- (3) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (4) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (6) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。